

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	監視制御部及び発動発電機部 現地年次点検整備	DIH-LD-24022A	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 7月 24日
		改正	令和 8年 5月 18日
			令和 年 月 日
作成	情報本部 電波部		

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部において使用する監視制御部及び発動発電機部の現地における年次の法定点検整備（以下，“本契約”という。）について規定する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001及びGLT-CG-Z500002による。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本契約の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

#### a) 仕様書

- GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

- 情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）
- 消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年消防予172号）
- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備点検等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）
- 消防法施行規則に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）
- 秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（通達）[防防調第4607号（19.4.2）]
- 情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）[情本計第452号（令和5年6月29日）]

#### 1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

#### a) 仕様書

- GS-C524583 発動発電機GGN-502-（ ）
- GS-C526010 非常用発動発電機GGN-625-（ ）
- GS-C536276 監視電源装置GGM-152

<b>GS-C536326</b>	監視電源装置GGM-154
<b>GS-C536347</b>	監視電源装置GGM-155
<b>GS-C536401</b>	監視電源装置GGM-156
<b>GS-C536599</b>	監視電源装置GGM-157

## b) 法令等

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

情報本部の情報保証に関する達（平成20年情報本部達第5号）

情報本部における秘密保全に関する達（令和6年情報本部達第3号）

## 2. 整備に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の附属書AのA.3.1.1による。

### 2.2 整備の種類

整備の種類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.2 f)に示す“点検”とする。

### 2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.3 f)に示す“整備診断作業方式”とする。

### 2.4 整備実施場所等

整備実施場所、期間及び整備対象器材は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.5 整備実施要領

#### 2.5.1 点検

点検は、“消防用設備等の点検要領の全部改正について”に示された点検要領及びGLT-CG-Z500002の附属書AのA.2による。

なお、その他については調達要領指定書によって指定する。

#### 2.5.2 整備

整備は、2.5.1によって特定された不具合箇所について、当該点検整備期間内に整備及び部品交換が可能な軽微な内容の場合について行い、細部については調達要領指定書によって指定する。

#### 2.5.3 交換部品

交換部品は、調達要領指定書によって指定する。また、特に指定する場合を除き、契約の相手方において準備する。

### 2.6 性能

性能は、当該機器本来の性能を満足しなければならない。

### 2.7 運用の継続

運用の中断を防ぐため、2.5.1及び2.5.2の作業については、特に指定する場合を除き、契約の相手方において準備したバックアップ電源を使用する。

### 2.8 報告書等

契約の相手方は、2.5の実施後、報告書等を作成し、監督官の確認を得たのち、4.1に基づき、提出するものとする。

#### 2.8.1 点検結果報告書

点検結果報告書は、“**消防法施行規則に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件**”の別記様式第1 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書、“**消防用設備等の点検の基準及び消防用設備点検等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件**”の別記様式第2 4 非常電源（自家発電設備）点検票及び別記様式第2 5 非常電源（蓄電池設備）点検票によるものとし、点検終了後速やかに、調達要領指定書に示す情報本部（各通信所等）に提出する。

## 2.8.2 点検結果総括表

点検結果総括表は、“**消防法施行規則に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件**”の別記様式第2 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表によるものとし、点検終了後速やかに、調達要領指定書に示す情報本部（各通信所等）に提出する。

## 2.8.3 点検者一覧表

点検者一覧表は、“**消防法施行規則に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件**”の別記様式第3 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表によるものとし、点検終了後速やかに、調達要領指定書に示す情報本部（各通信所等）に提出する。

## 2.8.4 作業記録表

契約の相手方は、作業終了後速やかに作業記録表を作成し、調達要領指定書に示す情報本部（各通信所等）に提出する。

## 2.8.5 試験成績書

試験成績書は、GLT-CG-C000001の**箇条7**によるものとし、試験終了後速やかに、調達要領指定書に示す情報本部（各通信所等）に提出する。

## 3. 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

## 4. その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方は、**表**に示す書類を提出するものとする。

表一提出書類

番号	名称	数量	取扱区分	媒体 <sup>a)</sup>	提出時期 <sup>b)</sup>	提出先 <sup>c)</sup>
1	点検結果報告書	各1部	—	紙及び電子	点検終了後、速やかに	情報本部 (各通信所等)
2	点検結果総括表					
3	点検者一覧表					
4	作業記録表				作業終了後、速やかに	
5	試験成績書				試験終了後、速やかに	
<b>注<sup>a)</sup></b> 電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとし、追記書き込み不可の状態とする。 <b>注<sup>b)</sup></b> 電子媒体は、番号1～5をまとめて試験終了後、又は試験がない場合は作業終了後、納期までに提出できるものとする。 <b>注<sup>c)</sup></b> 情報本部（各通信所等）に変更がある場合は、調達要領指定書による。						

#### 4.2 無償貸付品及び官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付の申請及び官給の申出は、契約の相手方が希望する1ヶ月前を基準として行うものとし、無償貸付及び官給の時期並びに場所は、官側の指示によるものとする。

#### 4.3 交換済部品の返納要領・返納場所

交換済部品の返納要領は、GLT-CG-Z500002の2.9.7による。また、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方において処分する。

#### 4.4 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、契約の履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、契約を履行するにあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に**情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）**及び**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- c) 契約の相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

#### 4.5 立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、契約を履行するにあたり、立入禁止場所へ立入る際には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分にかん養されている、立入にふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

#### 4.6 官側の支援

契約の相手方は、契約を履行するにあたり、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、

官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における現地作業に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における現地作業に必要なデータ及び資料等の提示
- d) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

#### **4.7 仕様書の疑義**

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	61-08-0518-4003
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8年 5月 18日
	作 成 部 課	情報本部 電波部
	作 成 年 月 日	令和 8年 5月 18日
品 名	監視制御部及び発動発電機部現地年次点検整備	
仕 様 書 番 号	D I H - L D - 2 4 0 2 2 A	

指 定 事 項 :

1 2.4 整備実施場所等

整備実施場所、期間及び整備対象器材については、次による。

番号	整備実施場所	整備対象器材		発電出力	発動発電機数量	製造業者
		監視制御部	発動発電機			
1	情報本部（東千歳）	監視電源装置 GGM-155		1 2 0 0 k W (1 5 0 0 k V A)	3	富士電機
2	情報本部（小舟渡）	監視電源装置 GGM-157		3 2 0 k W (4 0 0 k V A)	2	富士電機
3	情報本部（美保）	非常用発動発電機 GGN-625-Y		5 0 0 k W (6 2 5 k V A)	2	富士電機
4		非常用 発動発電機 GGN-625-B-Y		5 0 0 k W (6 2 5 k V A)	2	富士電機
5	情報本部（太刀洗）	監視電源装置 GGM-154		4 0 0 k W (5 0 0 k V A)	1	富士電機
6		発動発電機 GGN-502-Y		4 0 0 k W (5 0 0 k V A)	1	富士電機
7		発動発電機 GGN-502-Y-B		4 0 0 k W (5 0 0 k V A)	1	富士電機
8	情報本部（川内）	監視電源装置 GGM-152		4 0 0 k W (5 0 0 k V A)	2	富士電機
9	情報本部（喜界島）	監視電源装置 GGM-156		5 0 0 k W (6 2 5 k V A)	2	富士電機

- (1) 期間は、契約締結日から令和9年3月31日までの間とする。
- (2) 機器点検を2回/年、総合点検を1回/年（機器点検の2回目と総合点検については、同日もしくは同期間に）実施する。
- (3) 番号6 発動発電機GGN-502-Y、番号7 発動発電機GGN-502-Y-B及び番号9 監視電源装置GGM-156については、機器点検1回/年のみとする。

## 2 2.5.1 点検

- (1) 総合点検については、契約の相手方において用意した模擬負荷試験装置にて負荷運転を実施する。ただし、番号6 発動発電機GGN-502-Y、番号7 発動発電機GGN-502-Y-B及び番号9 監視電源装置GGM-156については、実施しない。
- (2) 予防的な保全策を実施し、2.5.3にて示された交換部品を交換する。ただし、番号6 発動発電機GGN-502-Y、番号7 発動発電機GGN-502-Y-B及び番号9 監視電源装置GGM-156については、交換部品を交換しない。
- (3) 内部観察等は実施しないものとする。
- (4) 切替性能及び負荷運転（実負荷または模擬負荷）にて監視制御部との接続を確認する。ただし、番号6 発動発電機GGN-502-Y、番号7 発動発電機GGN-502-Y-B及び番号9 監視電源装置GGM-156については、実施しない。

## 3 2.5.2 整備

- (1) 各装置の端子に緩みがある場合は、締める。
- (2) 排気筒の支持金具に緩みがある場合は、締める。
- (3) ファン駆動用のVベルトについて緩みがある場合は、調整する。
- (4) 継電器にほこりがある場合は、取り除く。
- (5) 監視制御部のネジ・コネクタに緩みがある場合は、締める。
- (6) 監視制御部にほこりがある場合は、取り除く。

## 4 2.5.3 交換部品

交換部品については、次による。

番号	品名	規格等	数量	使用場所
1	エンジンオイル	10W-30	570 ℓ	情報本部（東千歳）
2		10W-30	200 ℓ	情報本部（小舟渡）
3		15W-40	400 ℓ	情報本部（美保）
4			100 ℓ	情報本部（太刀洗）
5			200 ℓ	情報本部（川内）
6	ロングライフクーラント	—	480 ℓ	情報本部（東千歳）
7			80 ℓ	情報本部（小舟渡）
8			200 ℓ	情報本部（美保）
9			40 ℓ	情報本部（太刀洗）
10			80 ℓ	情報本部（川内）

番号	品名	規格等	数量	使用場所
1 1	オイルフィルター（フロー） a)	37540-11100	12 式	情報本部（東千歳）
1 2			4 式	情報本部（小舟渡）
1 3			8 式	情報本部（美保）
1 4			2 式	情報本部（太刀洗）
1 5			4 式	情報本部（川内）
1 6	オイルフィルター（バイパス） a)	37540-02100	3 式	情報本部（東千歳）
1 7			2 式	情報本部（小舟渡）
1 8			4 式	情報本部（美保）
1 9			1 式	情報本部（太刀洗）
2 0			2 式	情報本部（川内）
2 1	燃料フィルター a)	32562-70200	12 式	情報本部（東千歳）
2 2			4 式	情報本部（小舟渡）
2 3			8 式	情報本部（美保）
2 4			2 式	情報本部（太刀洗）
2 5			4 式	情報本部（川内）
<b>注 a)</b> 正規品のファクトリー・ニューとする。				

## 5 2.7 運用の継続

バックアップ電源は下記の基準を満たすこととする。

- (1) 自動始動盤付きとするが、現地との調整により、手動始動盤付きに変更することができる。
- (2) 当該施設における電源容量を考慮した器材を選定すること。
- (3) 消防対応品または準拠品であること。
- (4) 定格負荷で8時間以上連続運転が可能であり、騒音は敷地境界線で60 dB（A）以下であること。
- (5) 契約の相手方は事前に所轄官庁と調整を行い、作業の前日までに手続きの完了を示す書面を、現地の監督官に提出すること。
- (6) 契約の相手方はバックアップ電源の設営に関わる全ての部材を準備するほか、接続にあたっては、当該施設における電気設備を熟知したうえで、点検開始前に配線作業を行うこと。また、点検終了後は速やかに現状復旧を行うこと。なお、当該施設への損傷または汚損が認められた場合は、作業前の状態に修復を行うこと。
- (7) 番号1 監視電源装置GGM-155、番号2 監視電源装置GGM-157、番号5 監視電源装置GGM-154及び番号8 監視電源装置GGM-152については、不要とする。
- (8) 番号6 発動発電機GGN-502-Y、番号7 発動発電機GGN-502-Y-B及び番号9 監視電源装置GGM-156については、適用外とする。

